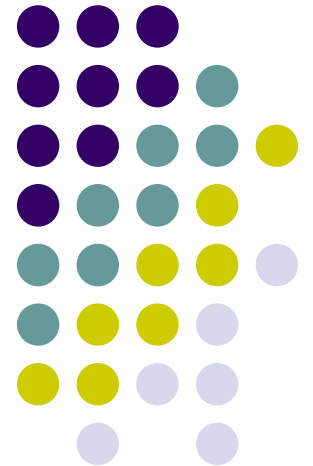


中国西南民族史

6. 南詔国の建設 (AD 8c後半～末)





「南詔国」の建設(8世紀後半)

- 閣羅鳳による周辺地域の平定：
西部・西南部の諸民族
- 昆明盆地の西爨二十万戸を永昌へ強制移民
(雲南東部の爨氏勢力を根絶)
- 763 柘東城(昆明)を建設、鳳伽異を置く
(副都の機能)(史料5.5)



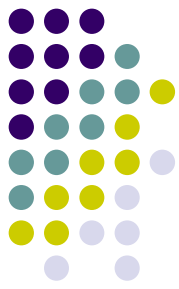
「南詔国」の建設(8世紀後半)

- **漢人鄭回**の起用(鳳伽異・異牟尋・尋閣勸の家庭教師・異牟尋代の清平官=宰相)
支配階層の文化に影響大
- 諸制度の整備(中央官制・地方統治体制)
- 大暦14(774) 閣羅鳳死す
鳳伽異先没のため異牟尋が継ぐ



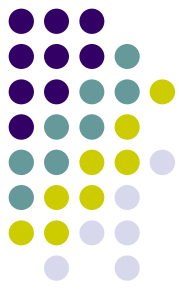
南詔政権の構成

- 王 族：蒙氏「自言本永昌沙壺之源也」
哀牢人？
父子連名制からみれば烏蛮系
- 重臣層：「西洱河蛮」
洱海南方の肥沃な盆地（祥雲・弥渡）の
農耕民、白蛮系
= 「白子国」の主要民族



南詔政権の構成

- 唐初の白子国
= 洱海南方の有力氏族連合：
西洱河蛮・漢姓(唐代以前の移民?)中心
- 蒙氏は張氏王権を継承 = 文化的にも強い影響
- 数的には圧倒的に白蛮系が多い
『南詔徳化碑』(766)碑陰の官員名簿など
(史料6.6-7)

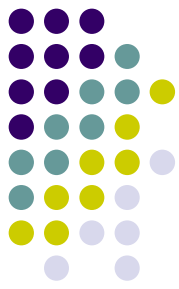


南詔国の官制・諸制度

- 吐蕃服属期(8世紀後半)に創設
- 『南詔徳化碑』(766)の碑陰に官員列挙
= 未整理な状態の官職名を示す
- 『蛮書』卷九「南蛮條教」
= 一応の整理が終わった官制

南詔国の中央官制

宰相級の高官



- 清平官(6人): 宰相に相当

「毎日南詔とともに境内の大事を参議す」

うち一人が内算官

「凡そ文書有れば、便ち南詔に代わって判押處置す」

- 大軍将(12人): 清平官と同列

半数は外任, 節度城に駐在する

「毎日南詔と見えて事を議す。出れば則ち要害の城鎮を領し、節度と称す」

南詔国の中央官制

実務官庁



- 六曹長：兵曹、戸曹、客曹、刑曹、工曹、倉曹
「一に内州府六司掌るところの事のごとし」
 - 他に
 - 断事曹長：「推鞠盜賊」
 - 軍謀曹長：「主陰陽占候」
 - 同倫長：「主月終唱示」
- など

南詔国の中央官制 実務官庁



- 六曹 **のち九爽三託に改定** (『新唐書』南蛮伝)

幕爽(主兵) 琮爽(主戸籍) 慈爽(主礼) 罰爽(主刑)
勸爽(主官人) 厥爽(主工作) 萬爽(主財用) 引爽(主
客) 禾爽(主商賈)

「爽、猶お省を言うなり」

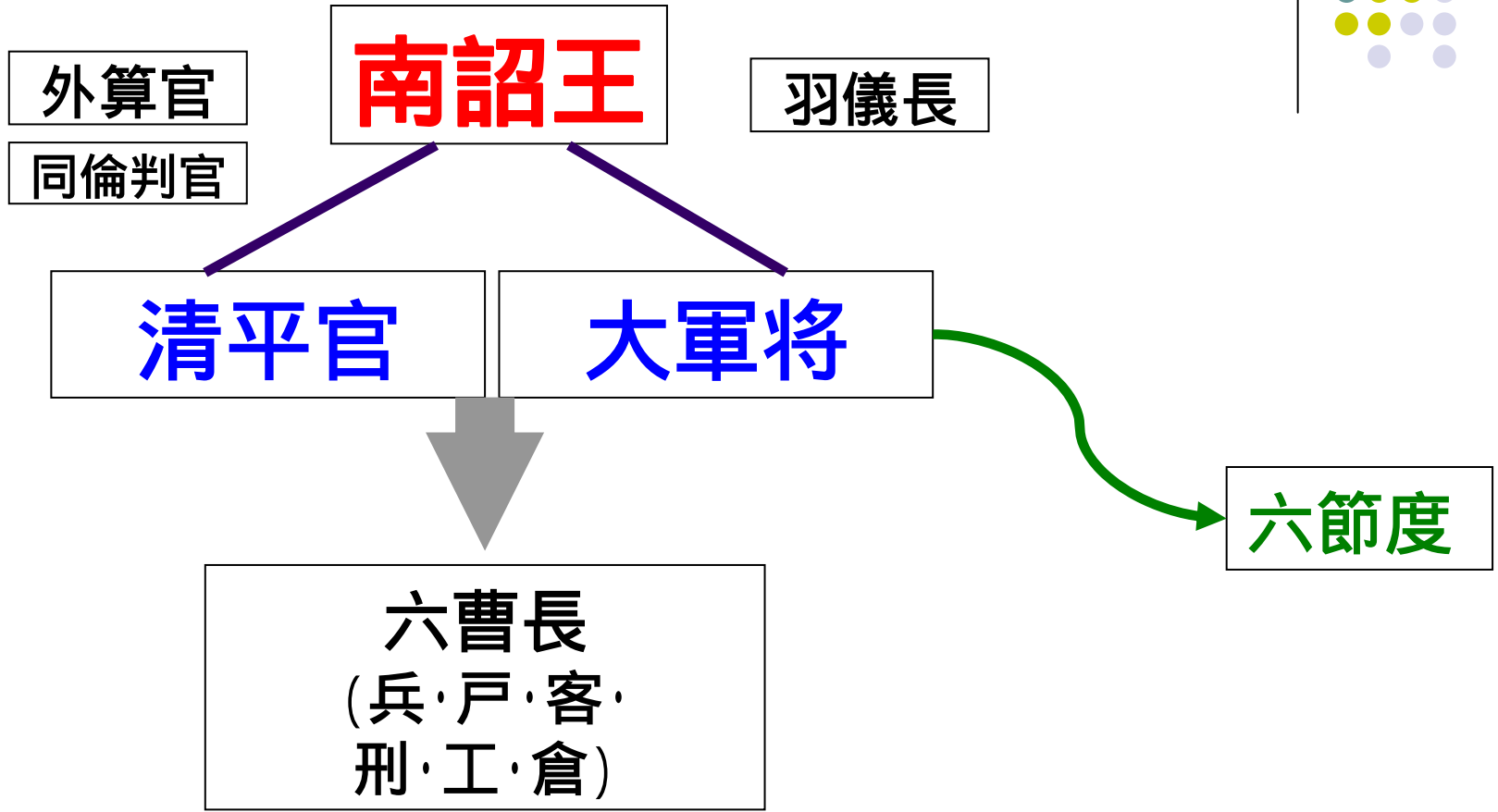
- 督爽(總三省也)
- 乞託(主馬) 祿託(主牛) 巨託(主倉廩)
「皆清平官・酋望・大軍將これを兼ねる」

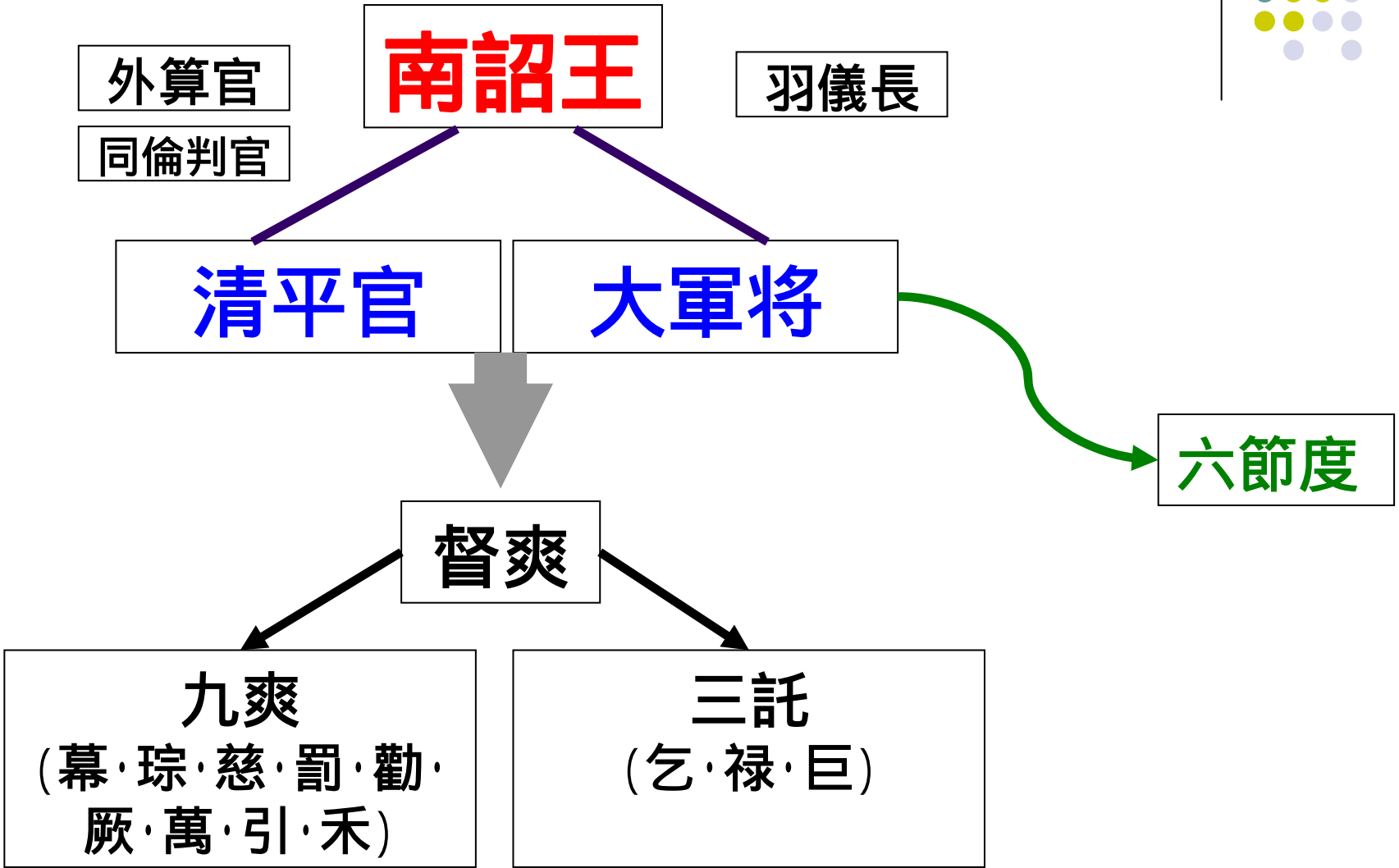


南詔国の中央官制

書記官・侍官

- 外算官：「記王所處分、以付六曹」(= 書記官)
- 同倫判官：「南詔有所處分、輒疏記之」(")
- 羽儀長(8人)：南詔王の親衛隊
「清平官已下、毎に入りて南詔に見るに、皆佩劍するを得ず。唯だ羽儀長のみ佩劍するを得」





南詔国の中央官制

まとめ



- 「唐の制度に習いつつ独自の特色」
隋唐帝国の周辺国家ではありがち
(cf. 渤海・日本)
- ただし衣冠等、チベットの影響も意外と強い
(石宝山石窟)

南詔王礼仏図(剣川石宝山)



(異牟尋?)



「頭囊」

地方行政制度 中央



- 六賧(れん):畿内に置かれた「州」
 - 太和賧 = 太和城(739~763の都城)
 - 陽賧 = 陽苴咩(ようしょび)城
(764に新建の都城、今の大理城)
 - 史賧 = 大釐城(今の喜洲、「河蛮」の本拠地)
 - (遼)睽賧 = 遼川城(旧遼川詔の中心地)
 - 蒙舎賧 = 蒙舎城(蒙氏発祥の地)
 - 勃弄賧 = 白崖城(旧白子国の中心地)



地方行政制度 中央

- 六賧 『新唐書』南蛮伝では十賧に増加
- 太和賧・苴咩賧(陽賧)・大輦賧(史賧)・遼川賧(賧賧)・白崖賧(勃弄賧)・蒙舍賧 は『蛮書』と同じ

雲南賧 = 祥雲県雲南駅(もとの雲南節度)

品澹賧 = 祥雲県

蒙秦賧 = 旧蒙嶠詔の中心地

趙川賧 = 大理県鳳儀鎮

蒼山から洱海を望む





○ 『蛮書』の六險

● 『新唐書』の十險 (増置分)

蒼山から洱海を望む





地方行政制度 地方

- 六(七)節度: 「要害の城鎮」交通の要衝
 - 雲南節度 = 雲南駅
 - 柘東節度 = 柘東城(今の昆明市)
 - 永昌節度 = 今の保山市
 - 甯北節度 = 今の鄧川鎮北部
 - 鎮西節度 = 今の盈江県
 - 開南節度 = 今の景東県南部(早くに陥没)
 - 銀生節度 = 今の景東県
 - 鉄橋節度 = 今の麗江県巨甸鎮(794年増設)



地方行政制度 地方

- 『新唐書』南蛮伝：六節度・二都督
- 永昌節度・銀生節度・柘東節度は『蛮書』と同じ

弄棟節度：もとの姚州の地

劍川節度：今の劍川県

麗水節度：今のミャンマー領内Talawgyi
(イラワジ河岸)

会川都督：今の四川省会理県(清溪関路上)

通海都督：今の通海県(歩頭路上)



剣湖(剣川郊外の湖)(乾期)





地方行政制度の特徴

- **軍事支配**中心(「節度」「大軍将」)
- **主要交通路上の重要軍事拠点**
(=各地の主要盆地)をおさえる

節度 = 大軍将(宰相級の高官)が赴任

このような交通路で結ばれた盆地群
= 「南詔国」の実体(「領域国家」ではない)



『蛮書』と『新唐書』南蛮伝

- 両書の述べる官制・諸制度の差異
情報源の違い
- 『蛮書』：唐・樊綽(はんしゃく)撰
 - 咸通年間(860～873)に安南経略使蔡襲の属官として安南都護府(ハノイ)に赴任、現地での見聞を記す。
 - ただし樊綽自身は雲南へは行っておらず、南詔国内の事情に関する記述は794年に冊立南詔使として雲南入りした袁滋の『雲南記』による。



『蛮書』と『新唐書』南蛮伝

『新唐書』南蛮伝(宋・宋祁撰)

- 五代後晋時に作られた『旧唐書』に不備が多いため北宋時代に再編纂。
- 南蛮伝は『蛮書』の文を大幅に取り入れている。さらに徐雲虔『南詔録』(佚書)をも利用しており、『蛮書』に見えない記載は後者による。
- 徐雲虔は乾符年間の末(878~9)に雲南に使いした人で、『南詔録』はその見聞を記したもの。



『蛮書』と『新唐書』南蛮伝

- 『蛮書』の記載
(六賧・七節度)
(六曹) = 8世紀後半(吐蕃服属期)
に制定された当初の制度
- 『新唐書』南蛮伝の = 9世紀中に改変された制度
記載(『蛮書』と異なる部分)
(十賧・六節度二都督)
(九爽三託)